

大阪市立堀川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月
大阪市立堀川小学校
校長 福村 恭央

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをふまえ、本校では「いじめは、どの学校、どの学級においても起こり得る」という認識のもと、「強い心・正しい心・美しい心」を備えた子どもの育成をめざし、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が一体となって取り組んでいく。

いじめの未然防止を最優先としつつ、いじめ事案に対しては早期発見・早期解決を図ることを本校の基本方針とし、以下の5点をその柱とする。

- ① 「いじめは、いじめる側が悪い」「いじめは人として、絶対に許されない卑劣な行為である」という考えのもと、一貫した指導を徹底する。
- ② いじめを許さない学校づくりを進めるため、児童の意識改革を図るとともに、道徳教育・人権教育をはじめとする多様な取組を充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- ③ いじめの未然防止および早期発見のため、児童が互いを認め合うことができる「絆づくり」と、一人ひとりが安心して過ごせる「居場所づくり」に係る取組を充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。
- ④ いじめの未然防止および早期発見のために、アンケート等による定期的な調査を実施するとともに、教育相談体制の充実を図る。
- ⑤ 保護者や地域との連携を進めるとともに、「保・幼・小」「小・小」「小・中」の連携を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、すべての児童を対象として、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 児童が学校生活の中で最も長い時間を過ごすのは授業の時間である。この時間を児童が主体的に過ごすことにより、安心・安全な学校生活につなげる。学力の向上はもとより、「いじめ」をはじめとする生活指導上の諸問題の未然防止にも資することから、「楽しく分かる授業づくり」を進め、「児童が主体的に参加し、活躍できる授業」の実現を追求する。
- ② 「楽しく分かる授業」の創造をめざし、現在進めている授業研究の深化・充実を図るとともに、専門性の高い外部講師の活用や、メンター教員を中心とした校内研修を実施し、教職員の指導力向上を図る。
- ③ 「学習参観」「学校公開」「スポーツフェスティバル」等の機会を通じて、授業の様子や児童の実態を、保護者や地域に発信する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 友人関係や集団形成、社会性の育成を図るため、社会見学や体験活動、学級活動や交流活動などの体験的な学習を一層充実・深化させ、児童が自ら気づき、経験を通してよりよい自分へと成長できる機会を積極的に設ける。
- ② 各種学校行事や学年行事において、児童が自ら計画・実行する機会を積極的に設け、他者との関わりを通して、人と関わることの喜びや大切さを実感させ、「絆づくり」を進める。その中で、自己有用感やソーシャルスキルの育成を図る。
- ③ 児童会活動、委員会活動、クラブ活動、ペア学年活動等を通して異学年交流を促進し、児童の存在感・所属感・自己有用感の向上を図り、望ましい集団づくりに努める

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育や人権教育を年間計画に基づいて実施し、相手のよさや尊厳を認める態度を育てるとともに、いじめの問題を自分事として捉え、考え、行動できる児童の育成を図る。
- ② 各教科や体験的な学習を通して、生命の尊さや仲間の大切さを一層実感できる取組を推進する。
- ③ 「いじめは絶対に許されない」という姿勢のもと、いじめを受けたとき、またはいじめに気付いたときに、どのような行動をとることが望ましいかについて、学ぶ機会を設ける。

- ④ いじめを行っている児童のみならず、周囲で見えていたり、見過ごしたり、はやし立てたりする児童に対しても、毅然とした態度で指導を行い、学校全体でいじめを許さない雰囲気づくりを進める。
- ⑤ インターネットやSNS、動画を公開することでおこるトラブルなどを防止するために、自分や他者の権利を尊重したり、危険を回避したりすることができるように、情報を正しく利用できるよう学年に応じた指導を行う。
- ⑥ 情報化社会の進展をふまえ、「情報モラル・情報リテラシー」に関する指導を進めるとともに、保護者に対する啓発活動にも取り組む。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いという認識のもと、ささいな兆候であっても「いじめではないか」という疑いをもち、早期の段階から適切に関わる。いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知し、組織的に対応する。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するため、教職員間の情報交換に努める。また、「連絡帳」によるやり取りや電話連絡、家庭訪問等を通じて保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- ② 地域からの情報を積極的に収集するため、民生委員会や社会福祉協議会等との連携を図り、必要な情報の把握に努める。
- ③ 児童に関する情報については、毎月開催している定例の「児童理解研修会」（職員会議・いじめ対策委員会・虐待防止委員会を兼ねる。）において、各学年からの情報交換を行うとともに、緊急の場合には職員朝会等を活用し、迅速な情報共有を図る。
- ④ 情報収集にあたっては、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を基本とし、「いじめアンケート」や「教育相談」を積極的に活用する。
- ⑤ 教育委員会をはじめ、所轄警察署生活安全課少年係、こども相談センター、区役所子育て教育課、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図るとともに、児童や保護者に対して「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を行う。被害児童を守り通すことを最優先とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。指導にあたっては、謝罪や責任を形式的に求めることに終始するのではなく、社会性の向上や児童一人ひとりの人格形成を重視した指導を行う。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」に基づき、いじめ事案を発見、または通報を受けた場合には、遅滞なく管理職（校長・副校長・教頭）へ報告する。管理職は、緊急の職員会議やいじめ対策委員会を開催し、特定の教職員による対応とならないよう、学校全体で対応する体制を整備し、解決に向けた対応を進める。
- ② 被害児童の保護および加害児童への指導については、いじめ対策委員会において具体的な方針や対応を協議し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかにやめさせること」を最優先に対応する。
- ③ いじめる側や観衆、傍観していた児童に対しても、人権や尊厳が大きく損なわれる重大な問題として認識させる取組を進める。
- ④ 解決にあたっては、教育委員会をはじめ、所轄警察署生活安全課少年係、こども相談センター、区役所子育て教育課、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を図る。
- ⑤ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

◇ 「いじめ対策委員会」及び「いじめ対策推進部会」

※児童理解研修会のメンバーをいじめ問題に取り組むための全体組織である「いじめ対策委員会」とし、上部にさらに特化した「いじめ対策推進部会」を置いて機能させる。

【構成】

全教職員

【「いじめ対策委員会」及び「いじめ対策推進部会」の役割】

「いじめ対策委員会」は、児童理解研修会と連動して月に1回の定例会をもち、学級や学校内にいじめにつながる兆候や事案がないか点検する。兆候がある場合は、その対応策を講じる。

「いじめ対策推進部会」は、いじめに関する情報や、児童の生活指導上の課題に関する情報の収集・記録・共有を行い、「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成および検証を行う。また、いじめに関する情報が確認された場合には、緊急に会議を開催し、迅速に事実確認、関係児童への保護・指導および支援の方針を決定し、解決に向けた取組を進めるとともに、関係機関や保護者との連携を図る。

【開催時期など】

いじめ対策委員会は、月1回を定例開催とし、必要に応じて緊急に開催する。

【年間計画】

時期	取組内容	備考
1 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の立案 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施 ◇いじめに関する教職員研修会の実施
2 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の中間評価の実施 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施
3 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の最終評価の実施 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①「学校ホームページ」や「学校だより」を活用し、いじめ問題に関する学校の取組について、積極的に情報発信を行う。

②「学校協議会」において、いじめ問題に関する学校の取組について情報発信を行い、地域諸団体や関係機関との連携強化を図る。

(3) 取組内容の検証

①定例で開催する「いじめ対策委員会」において取組の検証および点検を行い、取組内容の一層の充実と深化を図る。

- ②「運営に関する計画」の立案、進捗状況に係る学校評価、最終の学校評価の各段階において、PDCAサイクルに基づき、取組内容の精緻な検証と点検を行い、その結果を新たな取組へ反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」に基づき、次のとおり対応する。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、調査および必要な対応を行う。
- ②教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出などの調査に協力する。
- ③被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※いじめ発見の際の流れ

